

大阪市公共工事総合評価落札方式

運用ガイドライン

令和4年4月

大 阪 市

目 次

1 はじめに — 総合評価落札方式の概要・意義 —	1
2 総合評価落札方式の対象工事	2
3 総合評価落札方式のタイプ	3
4 評価基準及び加算点の設定	8
5 実施スケジュール	15
6 落札者の決定方法	20
7 情報の公表	22
8 その他留意事項	23
[各種様式例]	27

1 はじめに 一総合評価落札方式の概要・意義一

○本ガイドラインの目的

総合評価落札方式の効果を適正かつ確実に実現していくためには、価格以外の要素の評価を行うための公正かつ客観的な評価方法を定め、評価者の恣意性を排除するしくみを構築する必要がある。

このため、大阪市では平成19年3月に「大阪市公共工事総合評価試行ガイドライン」を定め、平成19年度から総合評価落札方式による工事請負契約の入札を試行実施してきた。

このたび、これまでの試行実施の結果を踏まえて運用面での課題等を整理し、「大阪市公共工事総合評価運用ガイドライン」として定め、総合評価落札方式を本格実施するための基本的な運用事項を示すこととしたものである。

なお、今後実施する総合評価落札方式の結果を踏まえ、本ガイドラインについても適宜見直しを図っていくものとする。

○ 総合評価落札方式の概要・意義

(1) 総合評価落札方式導入の背景

公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、国、地方公共団体の厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。

このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行された。品確法では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして「総合評価落札方式」の適用を掲げている。

(2) 総合評価落札方式の意義・原則

総合評価落札方式とは、公共工事の品質確保を図るために、価格と価格以外の要素（競争参加者の技術的能力、品質の向上に係る技術提案）を総合的かつ適正に評価し、価格と技術の両面から最も評価の高い者を落札者とする方式をいう。

したがって、必ずしも最も低い価格を提示した競争参加者が落札者となるとは限らない。

(3) 総合評価落札方式の効果

総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、次のような効果が期待される。

- ① 工事目的物の性能、品質の確保、向上
- ② 長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコスト縮減
- ③ 交通渋滞対策、環境対策、安全対策等への対応
- ④ 事業効果の早期発現等の効率的かつ適切な実現
- ⑤ 技術力競争を行うことによる民間業者におけるモチベーションの向上
- ⑥ 技術と経営に優れた健全な民間業者の育成
- ⑦ 価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることによる談合等の不正防止

(4) 総合評価落札方式の活用

総合評価落札方式の実施にあたっては、発注者による競争参加者の施工能力及び技術提案の審査及び評価における透明性及び公正性の確保が特に求められることはもちろん、発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必要である。

こうした点を踏まえ、不調リスクの軽減にも注意しながら、工事の性格等に応じた総合評価落札方式の適切な活用を図らねばならない。

2 総合評価落札方式の対象工事

総合評価落札方式の対象工事の選定にあたっては、以下の手続きによるものとする。

(1) 総合評価落札方式適用の検討

一般競争入札を実施する工事のうち、予定価格が6億円を超える工事については、総合評価落札方式の適用基準により検討することとする。ただし、予定価格が6億円以下の場合であっても、その内容により適用基準の①～③のいずれかに該当すると判断される場合は、検討の対象とすることができるものとする。

検討にあたって、技術提案・工夫を評価するものにあっては、提案を求める内容に具体性があり、客観的かつ公正な評価が可能な工事でなければならないものとする。

【総合評価落札方式の適用基準】

- ① 入札者の提示する性能、機能又は技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に工事に関連して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- ② 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して工事目的物の初期性能の持続性、強度又は安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- ③ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- ④ 入札者が提示する簡易な施工計画、施工能力又は実績等を総合的に評価することによって粗雑工事等の防止及び不良不適格業者の排除を図り、その結果として工事目的物の性能、品質の確保若しくは向上又は維持管理費の軽減等につながることが見込まれる工事

(2) 総合評価落札方式の対象工事の決定

総合評価落札方式を適用することが望ましいと判断される場合は、当該事業を主管する所属（事業と工事を主管する所属が異なる場合は、工事を主管する所属。以下「主管局」という。）において設置する技術審査委員会の審議を経て、契約管財局と合議決裁（合議決裁は簡易型・標準型・高度技術提案型を適用する場合）をしたうえで、総合評価落札方式の対象工事として決定するものとする。

3 総合評価落札方式のタイプ

総合評価落札方式のタイプは、「特別簡易型」「簡易型」「標準型」「高度技術提案型」の4タイプとする。

本ガイドラインは、これらのタイプを適用、実施するにあたっての手続や留意事項等について定めるものであり、これらの定めにしたがい適正な運用に努めるものとし、本ガイドラインに定めのない事項については、各主管局および契約管財局契約部が協議しながら、必要な基準等を定め、実施していくものとする。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価するもの

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、入札者が提示する簡易な施工計画、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等の評価項目と入札価格とを総合的に評価するもの

(3) 標準型

技術的な工夫の余地の大きい工事について、施工上の工夫等の技術的な提案及び業者の技術力等と入札価格とを総合的に評価するもの

(4) 高度技術提案型

高度な技術提案を要する工事について、設計段階からの工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性、環境に関する性能及びライフサイクルコスト等の技術提案と入札価格とを総合的に評価するもの

設計・施工一括型発注方式（D B方式）と詳細設計付工事発注方式

高度技術提案型^{*1}においては、原則である設計施工分離方式とは別に、設計と施工を一括として発注する方式をとることができる。

設計・施工一括発注方式とは、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括で発注することにより、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を目指す方式である。

また、詳細設計付工事発注方式とは、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括で発注することにより、製作・施工者のノウハウを活用する方式である。

これらはあくまで例外的な運用であり、単に“設計に要する期間を短縮できる”といった本市の都合のみで選択するのではなく、事前に十分な市場調査^{*2}が必要である。

このため、同方式の選定にあたっては、メリット・デメリットを十分に考慮し、不調リスクや競争性の確保の観点からも、同方式を採用することが真に妥当であるかを慎重に判断すること。

* 1 國土交通省の「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」によると、設計・施工一括型発注方式・詳細設計付工事発注方式は高度技術提案型を対象としているが、標準型でも詳細設計付工事発注方式をとる余地がある旨の記載がされている。ただし、一般的には想定しがたいので、標準型での適用を検討するにあたっては、事前に契約管財局契約部と十分に調整しておくこと

* 2 事前の市場調査等においては、特定の事業者が有利とならないよう配慮する必要があるため、調査業務を受注した事業者を介して行うことが望ましい。

【設計・施工一体型発注方式・詳細設計付工事発注方式のメリット・デメリット】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">○効率的・合理的な設計・施工の実施<ul style="list-style-type: none">・設計と製作・施工（以下「施工」という）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。・設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となる。	<ul style="list-style-type: none">○客觀性の欠如<ul style="list-style-type: none">・設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい。
<ul style="list-style-type: none">○工事品質の一層の向上<ul style="list-style-type: none">・設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術の導入が促進される。・技術と価格の総合的な入札競争により、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。	<ul style="list-style-type: none">○受発注者間におけるあいまいな責任の所在<ul style="list-style-type: none">・契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、工事途中段階で調整しなければならなくなったり、（発注者のコストに対する負担意識がなくなり）受注者側に過度な負担が生じることがある。
	<ul style="list-style-type: none">○発注者責任意識の低下<ul style="list-style-type: none">・発注者側が、設計施工を“丸投げ”してしまうと、本来発注者が負うべきコストや工事完成物の品質に関する国民に対する責任が果たせなくなる。

*) 「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（平成21年3月國土交通省）を引用し作成

【発注形態別の特徴と総合評価落札方式の分類の考え方】

発注形態	特徴			総合評価落札方式の分類	標準案	技術提案範囲	予定価格	
	設計の品質確保	合理的な設計	効率性等					
設計・施工一括	○製作・施工方法だけではなく、目的物の設計に対しても施工者固有技術を活用可能。	○目的物の設計を含め製作・施工者固有技術の活用余地が大きく、合理的な設計が期待できる。	○設計と施工をオーバーラップさせることにより工期短縮が可能。 ○目的物の設計・施工の責任を一元化できる。 ○設計者と施工者が同じため、調整作業が軽減される。 ○施工者固有技術を考慮した設計となるため、設計変更が生じる可能性が低い。		I 通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	無	・工事目的物 ・施工方法	競争参加者の技術提案に基づき作成
詳細設計付工事	○高度な施工技術や特殊な施工方法等の施工者固有技術を活用可能。	○施工者固有技術の活用により合理的な設計が期待できる。	○施工段階における詳細図面や施工計画作成の手戻りが解消される。 ○施工者固有技術を考慮した設計となるため、設計変更が生じる可能性が低い。		II 想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者として予めひとつの構造・工法に絞り込みず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	無 (複数の候補有)	・工事目的物 ・施工方法	競争参加者の技術提案に基づき作成
設計・施工分離	○設計者が施工費用に対するリスクを負担しないため、耐久性や安全性を、当該環境に応じて見込むことができる。 ○施工者の設計照査により設計の品質を維持できる。	○設計者には施工費用増加によるメリットがないため、意図的な過剰設計が行われない。	○詳細な図面にて施工を発注することにより発注条件を明確化し、入札価格への余分なリスク費用の上乗せを防止できる。		III 標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	有	・施工方法 (施工方法の変更により工事目的物の変更を伴う場合には、工事目的物の変更を認める)	競争参加者の技術提案に基づき作成
					標準型 施工条件や環境条件等の施工上の技術的課題があり、施工方法に関する技術提案を求めることにより、社会的便益の向上が期待できる場合	有	・施工方法 (施工方法の変更により工事目的物の変更を伴う場合には、工事目的物の変更を認める)	設計者(発注者)の設計に基づき作成

* 「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（平成21年3月国土交通省）より抜粋

One Point

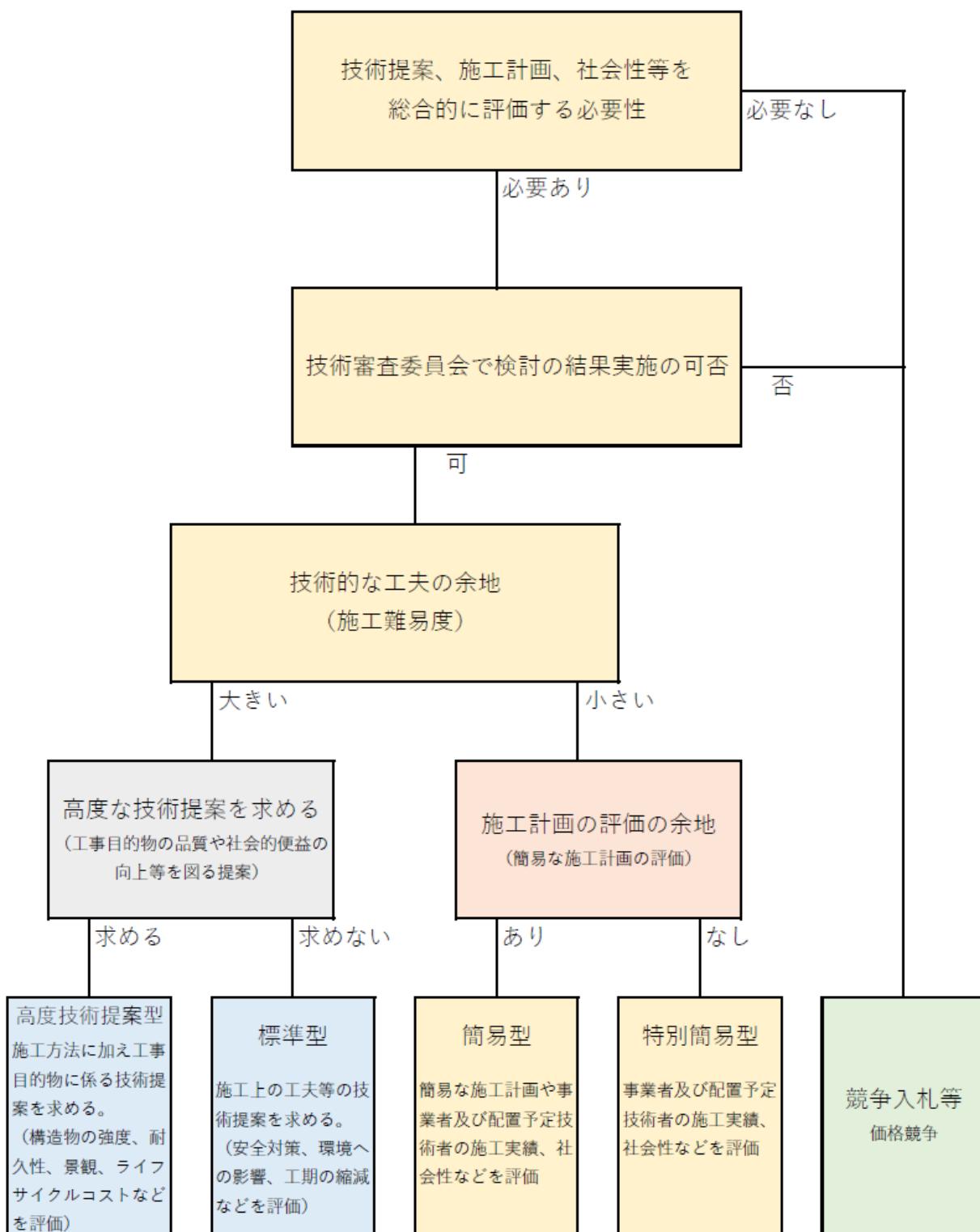
★ 工事と維持管理（運営）を一体で発注するには？ ★

- ・維持管理費の算出は、工事費の算出と算定式が異なるので、低入札価格調査基準価格を設定にあたって、維持管理費を予定価格に含めると適切な調査基準価格の設定が困難となる。
- ・また、入札の結果、合計金額としては予定価格以内であるものの、それぞれの予算（正確には予定価格）を上回る価格提案が参加業者からなされた場合、予算の定めにより契約できない事態になる可能性がある。

(例) 工事は 2 年で 10 億円、維持管理は 5,000 万円×20 年で 10 億円、合計 20 億円で予算計上して発注した場合、予定価格は 20 億円。
⇒ 入札額が 18 億円で予定価格内だが、内訳は工事が 2 年で 12 億、維持管理を 3,000 万円×20 年で 6 億円であった場合、工事分の予算超過により契約できない事態になる。

- ・さらに、国（近畿地方整備局）においては、将来の維持管理に係る金額の妥当性を担保できないとして、長期間に渡る DBO 方式（BM 方式）は採用しておらず、通信設備等の機器製作及び据付工事で設備の性能点検を含む維持管理を 3 年程度（工事と含めて計 5 か年）とした維持管理付工事しか実施していない。
- ・以上から、本市では、平成 29 年度の発注から、ライフサイクルコストとして総合評価の技術審査で評価し、提案内容に基づく維持管理業務を随意契約により締結することとした。（B+M 方式、B+O 方式）
- ・随意契約とはいえ、建設工事の競争において価格提案を求め、それを反映したものであることから、一定の競争性が働いたものといえる。
- ・なお、長期の運営や維持管理をつける工事（DBO 方式、BM 方式など）の場合は、本市や他自治体でも事例があるように、PFI 手法によることが望ましいといえる。
- ・国（近畿地方整備局）においては、金額の妥当性を担保できないとして長期間にわたる DBO 方式（BM 方式）は採用しておらず、通信設備等の機器製作及び据付工事で設備の性能点検を含む維持管理を 3 年程度（工事と含めて計 5 か年）の維持管理付工事しか事例がない。
- ・本市でも、国の考え方を参考に、設備等機器の引き渡し後、機器が良好な性能を発揮しているかどうか 3 年程度の性能点検（施工確認の一環）を行う必要がある場合等に限ることとしている。

【総合評価落札方式選択の流れ】



4 評価基準及び加算点の設定

(1) 評価項目及び内容

総合評価落札方式のタイプに応じ、品質確保・品質向上の観点はもとより公共工事に関連する政策の推進として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に規定された公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保などの評価項目を適宜設定し、それぞれの評価項目にしたがって評価基準を定め評価を行うものとする。

なお、WTO 対象工事にあっては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

① 特別簡易型

簡易な施工計画の評価を要件とせず、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO などの認定取得の有無及び地域貢献度・社会貢献度に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う

② 簡易型

簡易な施工計画、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO などの認定取得の有無及び地域貢献度・社会貢献度に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う

③ 標準型

発注者の求める工事内容を履行するための施工上の工夫等を求める場合に、施工方法、施工管理、品質管理、安全対策、環境への影響、工期の縮減の観点から技術提案を求める

④ 高度技術提案型

工事目的物の品質向上を図るために、工事目的物自体についての技術提案等を求める場合に、強度、耐性、維持管理の容易さ、ライフサイクルコスト、環境改善への寄与、景観との調和等の観点から高度な技術提案を求める

評価基準を定めるにあたっての評価内容は次ページの評価項目設定例を参考とし、総合評価落札方式のタイプに応じ、同表に掲げる適用区分にしたがい、評価または条件設定を行うものとする。

ただし、担い手の育成・確保として豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者を評価項目とする場合は、施工経験の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業のバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定を行うものとする。

(2) 加算点の設定範囲

工事ごとに、次の加算点の範囲で設定することとする。

総合評価落札方式のタイプ	評価項目の満点の範囲
特別簡易型	10 点～30 点
簡易型	20 点～40 点
標準型	30 点～50 点
高度技術提案型	工事毎に別途設定

【評価項目設定例】

分類	評価項目	評価点の満点	高度技術提案型 工事ごとに設定	標準型	簡易型	特別簡易型
企業の技術力	ライフサイクルコストその他総合的なコストの縮減に関する提案（工事費のコスト縮減を除く）	工事ごとに設定	○ 1項目以上必ず選択			
	工事目的物の性能・機能・強度等の向上に関する提案					
	環境の維持・保全、交通の確保・規制、特別な安全対策、省資源・リサイクルなど社会的要請に対する提案					
	現地の条件を踏まえた詳細な施工計画		○			
企業の技術力	総合的なコストに関する提案（工事費のコスト縮減を除く）	工事ごとに設定	○ 1項目以上必ず選択			
	工事目的物の性能に関する提案					
	社会要請に対応した提案					
	提案に対応した施工計画		○			
簡易な施工計画	工程管理に係る技術的所見	10		○ 1項目以上必ず選択		
	施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見					
	品質管理に係る技術的所見					
	環境負荷軽減に配慮すべき事項					
	施工上に課題に対する技術的所見					
施工能力の力	優良成績評定事業者表彰受賞又は優良成績認定の有無（本市のものを評価）	3		○	○	○
	優良な工事成績評定点の有無	4				
	同種工事の施工実績の有無	4				
技術置換予力の定	配置予定技術者の施工経験	4		○	○	○
	配置予定技術者の工事成績評定点	4				
	保有している資格	3				
社会性・信頼性	品質管理マネジメントシステムの取得状況（ISO9001）	1			○	○
	環境マネジメントシステムの取得状況（ISO14001又はエコアクション21）	1				
	週休2日制工事の施工実績	2				
	障がい者の雇用状況	1				
	ワークライフバランスの取組	1				
	若手技術者の育成に関する取組	1				
	建設キャリアアップシステムの活用	1				

※評価項目、評価点については工事ごとに設定する。

※優良成績評定事業者表彰及び成績認定は必ず項目設定するものとする。

(3) 社会性・信頼性の評価基準及び提出書類

① 品質管理マネジメントシステムの取得状況

評価内容	評価基準	評価点
本市との契約締結の営業所において ISO9001 シリーズの認証取得している業者 を優位に評価します	取得している	1
	取得していない	0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001 登録証の写し ・ 本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し 		

② 環境マネジメントシステムの取得状況

評価内容	評価基準	評価点
本市との契約締結の営業所において ISO14001 又はエコアクション21 の認証取 得している業者を優位に評価します	取得している	1
	取得していない	0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 登録証の写し ・ 本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し ・ エコアクション21認証・登録証の写し (本市との契約締結の営業所が対象事業所に登録されていること) 		

③ 週休 2 日制工事の実績

評価内容	評価基準	評価点
本市発注工事における「週休 2 日モデル工事」の施工実績のある業者を優位に評価します	実績あり	2
	実績なし	0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none"> 実施した工事の週休 2 日届出書及び施工計画書の写し 		

④ 障がい者の雇用状況

評価内容	評価基準	評価点
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障がい者を常時雇用している業者を優位に評価します	雇用している	1
	上記以外	0
提出書類		
<p>義務付けられている事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況報告書 (公共職業安定所（ハローワーク）に電子申請された方は申請用紙を印刷したもの) <p>義務付けられていない事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用状況調書（様式－7） 		

⑤ ワークライフバランスの取組

評価内容	評価基準	評価点
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、二つ星認証 ・女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のくるみん認定、プラチナくるみん認定 上記いずれかを満たしている業者を評価します 	取得している	1
	取得していない	0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、二つ星認証 大阪市女性活躍リーディングカンパニー認定書の写し ・女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 基準適合一般事業主認定通知書の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のくるみん認定、プラチナくるみん認定 基準適合一般事業主認定通知書の写し 		

⑥ 若手技術者の育成に関する取組

評価内容	評価基準	評価点
<p>技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 15%以上又は新たに技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 1 %以上のいずれかを満たしている業者を評価します。</p>	満たしている	1
	満たしていない	0
提出書類		
<p>最新の経営事項審査結果通知書写し ※評点 (W) 欄の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」で確認</p>		

⑦ 建設キャリアアップシステムの活用

評価内容	評価基準	評価点
建設キャリアアップシステムの登録を行っている業者を優位に評価します	登録している	1
	登録していない	0
提出書類		
<ul style="list-style-type: none">「事業者登録完了メール」（「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」を紙印刷したものも可）又は「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」 <p>※本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できること</p>		

(4) 特定 J V の評価等の運用一覧

評価項目		特定 J V に発注する場合の評価対象		
		代表構成員	全ての構成員	いずれかの構成員
企業の施工能力	優良成績評定事業者表彰受賞又は優良成績認定の有無			○
	優良な工事成績点の有無		○※1	
	同種工事の施工実績の有無		○※1	
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の施工経験	○		
	配置予定技術者の工事成績評定点	○		
	保有している資格	○		
社会性・信頼性	品質管理マネジメントシステムの取得状況		○※2	
	環境マネジメントシステムの取得状況		○※2	
	週休 2 日制工事の実績		○※2	
	障がい者の雇用状況		○※2	
	ワークライフバランスの取組		○※2	
	若手技術者の育成に関する取組		○※2	
	建設キャリアアップシステムの活用		○※2	

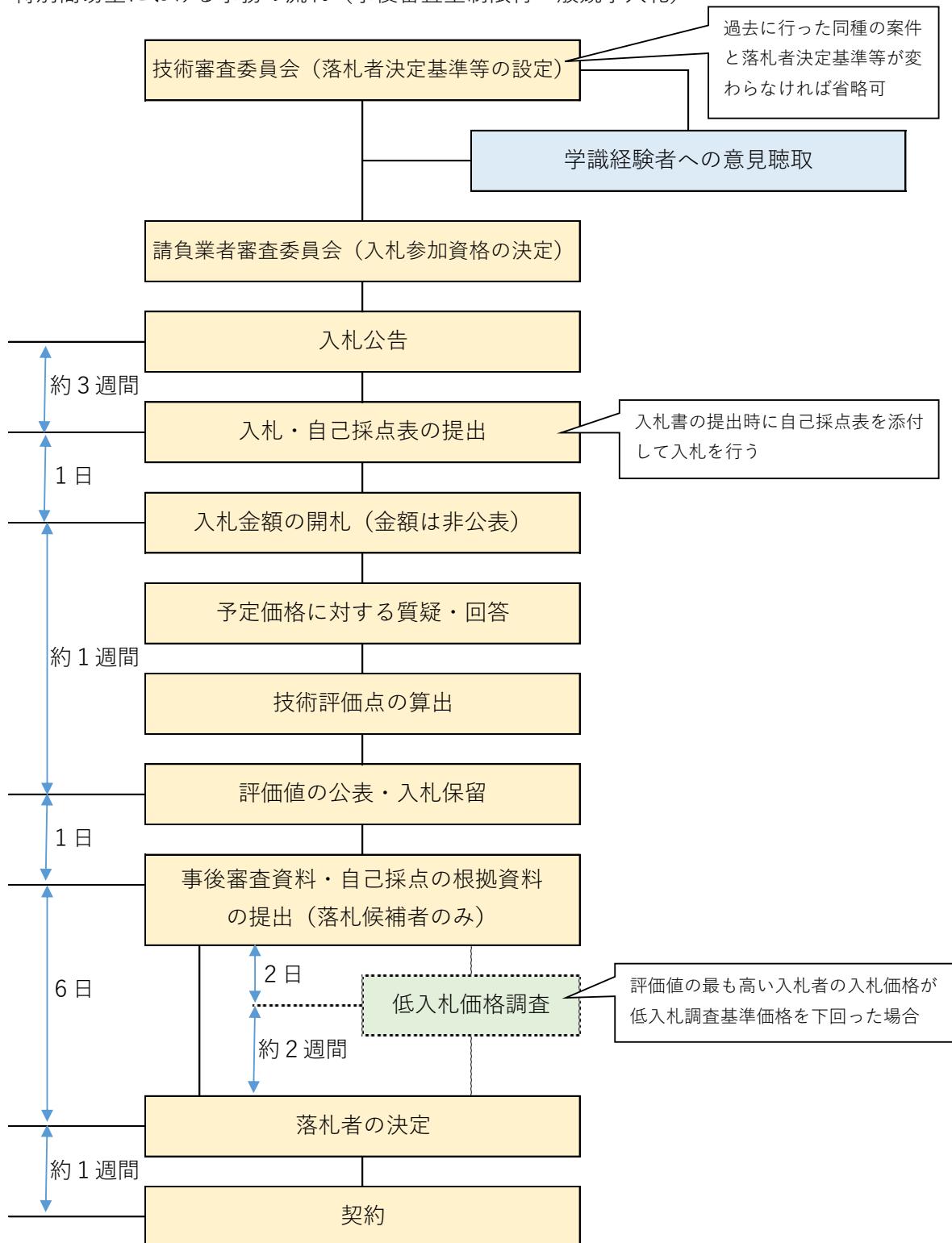
※ 1 すべての構成員の評価点を構成員数で割る

※ 2 構成員の得点がそれぞれ違う場合は、得点の低いもので評価する

5 実施スケジュール

総合評価落札方式を実施する場合の標準的な手続きは、以下のとおりとする。

特別簡易型における事務の流れ（事後審査型制限付一般競争入札）



特別簡易型における審査方法について

総合評価落札方式による入札手続きにおいては、全ての入札参加者に技術資料等の提出を求めていたこともあり、入札参加者にとって書類作成等の事務負担が大きいなどの課題がありました。

このようなことから、事務負担の軽減と手続きの効率化を図るため、特別簡易型については、業者が入札時に「自己採点表」を添付して入札を行うこととし、本市は「入札額」と「自己採点表」をもとに評価値を算出し、評価値が最も高い者を落札候補者として、落札候補者のみ事後審査資料と自己採点の根拠資料の提出を求めることとします。

審査のルール

落札候補者のみ審査

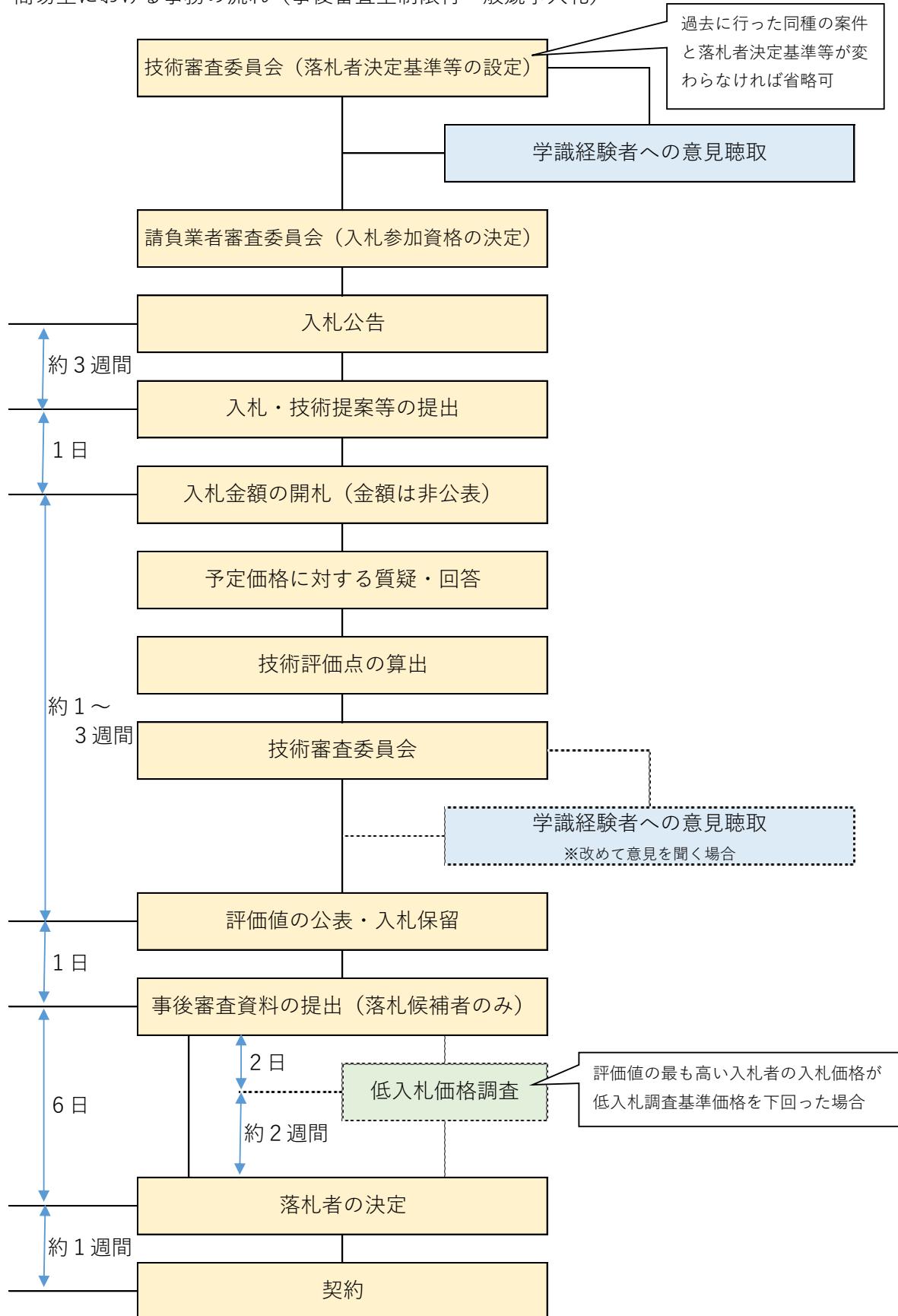
自己採点の取扱い

①	自己採点が過大である場合 正しい点数に修正したものを評価点とする
②	自己採点が過小である場合 自己採点を評価点とする (本来の点数が高くても修正しない)

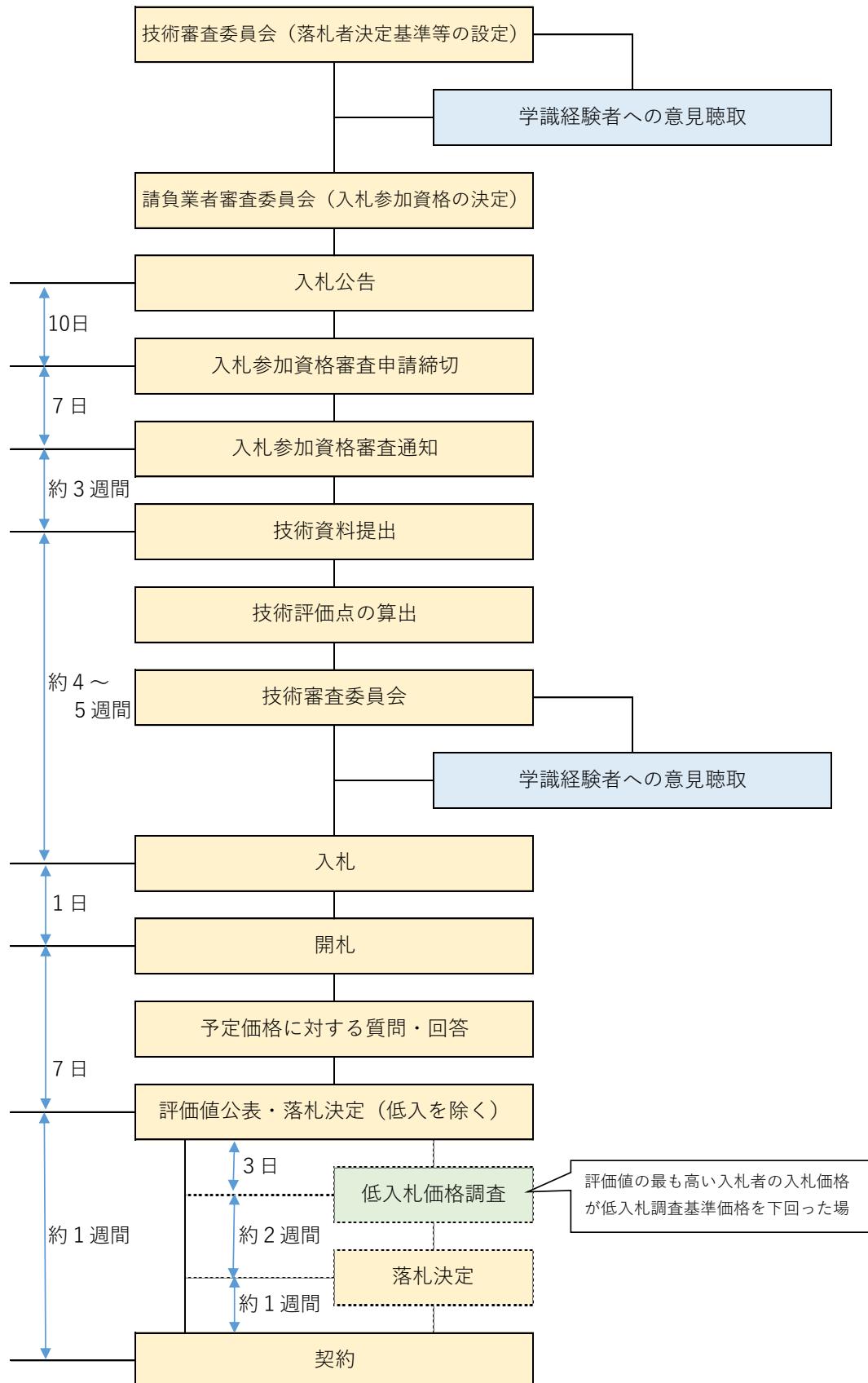
※審査の結果、評価値が最も高い者が入札参加資格を満たしているとき、

- ・自己採点が正しく、評価値に変動がない場合
⇒ その者を落札者とする
- ・自己採点に誤りがあり評価値が変動した場合
⇒ 順位が変動しない場合
⇒ その者を落札者とする
- ⇒ 順位が変動する場合
⇒ あらためて評価値が最も高い者を落札候補者とし、審査を行う。

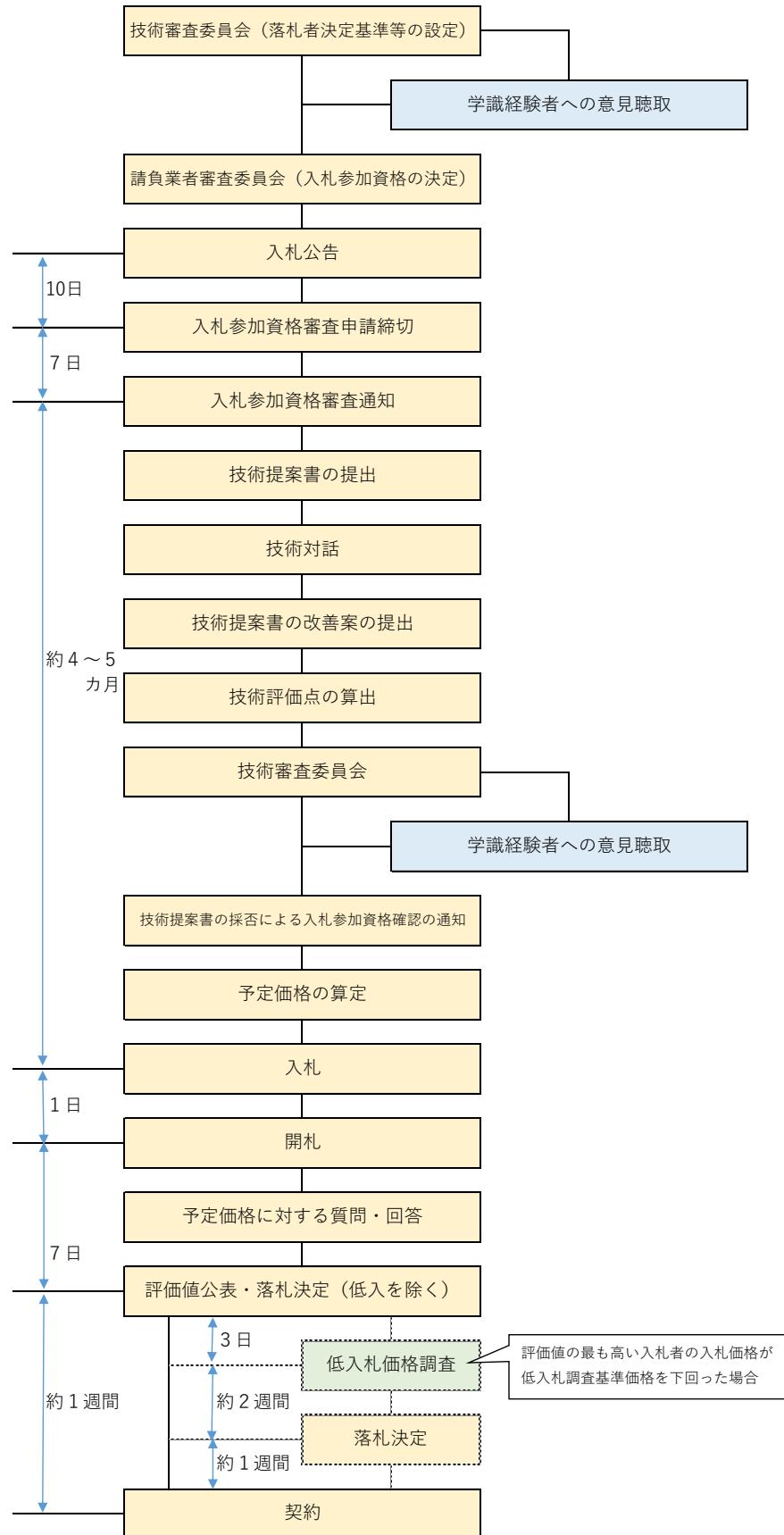
簡易型における事務の流れ（事後審査型制限付一般競争入札）



標準型における事務の流れ（一般競争入札）



高度技術提案型における事務の流れ（一般競争入札）



6 落札者の決定方法

落札者の決定

価格以外の要素である本市提示の評価項目について、入札者からの提案を本市が評価し、技術評価点（標準点と加算点との合計）として付与する。

落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格と技術評価点を次の算定式（除算方式）にあてはめて評価値を算出し評価値が最も高い者とする。なお、同じ評価値の者が2者以上あるときは、くじにより順位を決定する。ただし、評価値と技術評価点が同じで入札価格が異なる場合は、くじによらず入札価格が低い者を落札者とする。

〔除算方式〕

$$\begin{aligned}\text{評価値の算出方法} : \quad \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格 (千円)}} \times 100,000 \\ &= \frac{\text{標準点 (100点) + 加算点}}{\text{入札価格 (千円)}} \times 100,000\end{aligned}$$

本市が示した評価項目ごとの最低限の技術要件をすべて満たしている場合に、標準点として100点を付与する。

- ただし、① 入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とする。
② 評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。
③ 入札者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、評価値算出の入札価格を調査基準価格として評価値を算出する。

入札価格が調査基準価格を下回った場合

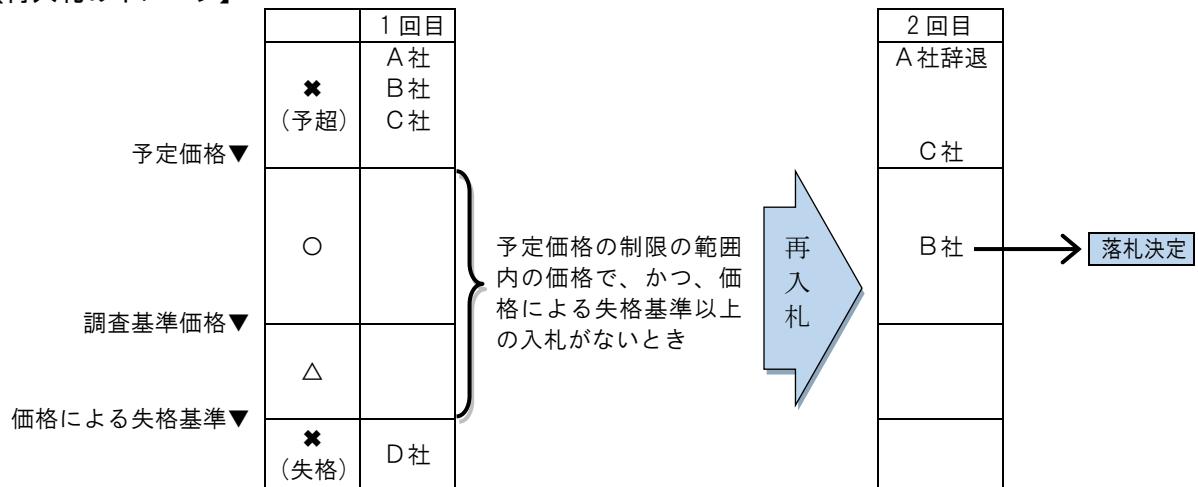
$$\begin{aligned}\text{評価値の算出方法} : \quad \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{調査基準価格 (千円)}} \times 100,000 \\ &= \frac{\text{標準点 (100点) + 加算点}}{\text{調査基準価格 (千円)}} \times 100,000\end{aligned}$$

再入札

開札の結果、予定価格の範囲内の価格で価格による失格基準以上の入札がないときは、直ちに、再入札の手続を行うものとする。

なお、再入札は、すでに提出された技術提案等に基づく価格によるものとし、技術提案等の再提出は受け付けないものとする。

【再入札のイメージ】



7 情報の公表

(1) 入札公告時

地方自治法施行令第167条の10の2第6項により、総合評価一般競争入札の公告をするときは、一般競争入札において必要な公告等のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても公告しなければならないとされている。

したがって、総合評価落札方式を適用する工事の入札公告にあたっては、当該方式に関する事項として、適用するタイプに応じて入札説明書等に次の事項を明記するものとする。

- ① 総合評価落札方式の適用の旨
- ② 入札の評価に関する事項
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・得点配分
- ③ 総合評価の方法
- ④ 落札者の決定方法
- ⑤ 評価内容の担保
 - 技術提案内容の不履行の場合における措置
(再度の施工義務、工事成績評定の減点、違約金の徴収等)
- ⑥ 提出を求める技術資料及び提出日時
- ⑦ その他 (技術資料の様式等)

(2) 落札者決定後

総合評価落札方式における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については記録し、落札決定後、速やかに次の事項を公表する。(なお、支障がない場合は、審査順位の決定時など落札決定前に公表することを妨げない。)

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の標準点及び加算点
- ④ 各業者の評価値
- ⑤ 評価順位

8 その他留意事項

(1) 契約の締結権限等

契約締結権限については、技術提案、施工計画等を評価する、簡易型、標準型及び高度技術提案型を適用する案件については、主管局長が有するものとし、定量的な工事実績などを評価する特別簡易型については契約管財局長が有するものとする。ただし、価格の決定にかかる入札手続については、別に定めがあるものを除き、契約管財局長の事務として留保する。

したがって、各タイプに応じた事務手続の担当部局については、次のとおりとなる。

[総合評価落札方式タイプ別 担当部局区分]

	特別簡易型	簡易型・ 標準型・高度技術提案型
技術審査・評価	主管局	主管局
入札手続	契約管財局	契約管財局
契約手続	契約管財局 ^(※)	主管局

(※) 他に定めのあるものを除く

(2) 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用においては、技術提案の審査・評価にあたって、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要がある。

ア 技術審査委員会の設置

総合評価落札方式における技術提案等の審査・評価等を中立かつ公正に行うため、当該工事を主管する所属に技術審査委員会を設置する。各主管局において委員会設置要綱を策定のうえ「技術審査委員会」を設置するものとし、落札者決定基準の決定、その他必要な事項を審議し、技術提案の審査・評価を行うこととする。委員会には、個別案件の設計担当課以外の複数の課長級以上の職員が含まれることとなるように考慮するものとする。

イ 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項および第5項により、次の内容についてあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。

- ・落札者決定基準を定めようとするとき
- ・落札者を決定するとき。ただし、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるとの意見があった場合に限る。

① 学識経験者の選定

本市においては、次に該当する学識経験者2名以上の意見を聞くものとする。

- ・価格以外の要素として業者の技術的能力を評価するため、建築、土木等の技術の専門家（公共工事の発注者としての実務経験を有する者を含む。）を含めるものとする。
- ・本市および入札に参加する業者と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性に欠けるものとならないよう考慮するものとする。

② 意見聴取の方法

意見聴取の方法は、学識経験者を招き会議形式で意見聴取する方法、個別に意見聴取する方法が

考えられる。案件の難易度や聽取する内容等に応じて選択するものとする。

ウ 契約業者資格審査委員会

入札に参加する者に必要な資格の決定については、建設工事及び建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会設置規程に基づき調査、審議を行う。

(3) 技術提案等のとおりに施工がなされなかった場合等の措置

履行遅延、施工不良など、受注者の責により採用された技術的所見・工夫または技術提案のとおりに施工がなされなかった場合は、再度の施工義務を課すとともに、契約解除に相当する場合は解除権行使するほか、競争入札参加停止措置その他のペナルティを課す。

ア 競争入札参加停止措置

提出された技術提案資料等に虚偽記載があった場合など、大阪市競争入札参加停止措置要綱及び当該別表に定める競争入札参加停止措置要件に該当する場合は、当該競争入札参加停止措置を行う。

提案どおりの施工ができない等の場合は、契約違反にあたらないかどうかを検討し、契約違反にあたると判断されれば、同様の措置を行う。

イ 工事成績評定の減点

技術的な工夫・提案の内容を満足できることについて、次の算定式により工事成績評定の減点を行う。

$$\text{工事成績の減点値} = \frac{A - B}{A} \times 10 \text{ 点}$$

ただし、A：入札時の技術提案等に関する得点の合計

B：施工後の実績に相当する技術提案等に関する得点の合計

※ 10点：工事成績の評点の「法令遵守項目」として、1ヶ月未満の参加停止相当の減点を準用

ウ 技術提案等にかかる違約金

提案内容どおりに施工がなされなかつたとき等により本市に損害が発生する場合は、自然災害等不可抗力による場合を除き、違約金、損害金を請求するものとする。

入札価格と技術評価点を総合的に評価した評価値をもとに落札者を決定することから、通常の履行遅延による違約金、契約解除を行つた場合の違約金のほか、個々の契約に応じて提案内容どおりに施工されなかつたことに伴う違約金の算定方法を定めておくことが望ましい。

具体的な算定方法は、損害に相当する額が工事代金に帰結するもの、ライフサイクルコストを含めた全般にかかるものなど、個々の契約内容に応じて異なるので、個別に設定するものとする。

なお、参考として、次のような算定方法が考えられる。

〔参考〕

- ① 提案内容どおりに施工されなかつたことによる実質的な損害額やその算定方法が明らかな場合は、当該算定方法等に基づき損害金を請求。
- ② 実質的な損害額の算定は困難であるが、落札者決定にあたって、除算方式により評価値を算定したことに鑑み、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収する方法（国や他都市で運用例として紹介されている。）。

$$\text{違約金（税抜き）} = A - \frac{B + C_2}{B + C_1} \times A$$

ただし、A：当初の入札金額（税抜き）

B：標準点（100点）

C₁：入札時の提案内容に基づく加算点

C₂：提案内容のとおり施工できなかつた場合の加算点

*計算の過程で小数点第4位未満を切り捨てる。

*違約金は円未満を切り捨てる。

（4）入札及び契約過程に関する苦情処理

本市においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、まず、発注者として入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札等監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

総合評価落札方式による入札及び契約過程に関する苦情処理については、「大阪市発注工事に係る苦情処理要領」及び「政府調達に係る苦情の処理手続」に基づき、適切に実施することとする。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録する必要がある。

また、落札できなかつた入札者から落札情報の提供依頼があつた場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格、性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本ガイドライン2(1)アの規定は、平成32年4月1日以後に入札に参加しようとするものを募集する契約について適用し、同日前に入札に参加するものを募集する契約については、なお従前の例による。
- 3 大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン（平成19年3月30日制定）は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

[各 種 様 式 例]

様式- 1	総合評価落札方式技術資料提出書
様式- 2	工程表
様式- 3	_____に対する技術的所見・工夫・提案
様式- 4	同種又は類似工事の施工実績
様式- 5	監理（主任）技術者の資格・工事経験
様式- 6	自己採点表（例）
様式- 7	障がい者雇用状況調書

(様式－1)

令和 年 月 日

大阪市

様

承認番号 ()

事務所所在地

又は住所

商号又は名称

代表者氏名又は氏名

総合評価落札方式技術資料提出書

別添のとおり技術資料を提出します。

なお、添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

	本店（主たる営業所）	支店又は営業所
名称		
所在地		
電話番号		

※ 本店：入札参加資格審査申請書に記載した本店。

※ 支店又は営業所：大阪市外に本店があり、大阪市との契約の窓口となる営業所として、入札参加資格審査申請書に記載した支店又は営業所。

工事名称	
------	--

【提出資料】

評価項目	提出書類		記入内容を証明する書類
項目名を記載	※	様式名・書類名を記載	証明する書類が必要な場合、必要書類を記載

※該当書類に○を記載

連絡先 所属名
氏名
電話 () —
FAX () —

(様式－2)

項目	単位	数量	月		月		月		月		月		月		月		月	
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
<p>■工程管理に対する技術的所見 (←工程管理に関して所見を問う場合に記載)</p>																		

(様式-3)

に対する技術的所見

(タイプに応じて工夫・提案に変更する↑)

工事名：

会社名 :

対象	
----	--

具体的な内容 (←求める内容に応じて適宜表記を変更する)

(様式－4)

同種又は類似工事の施工実績

[工] (工種・工法を指定する場合)

工事名 :

会社名 : _____

同種・類似工事の条件		
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率 : %)
工事概要	構造・形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	設計条件	
工事表彰の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔 有の場合、表彰名、工事名称、表彰年月日 〕	

注) 技術資料の提出依頼において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

(様式－5)

監理（主任）技術者の資格・工事経験

工事名：

会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名		
法令による資格・免許		<input type="checkbox"/> 一級土木施工管理技士（取得年：） <input type="checkbox"/> 監理技術者資格（取得年：登録番号：） (登録会社：) <input type="checkbox"/> 監理技術者講習（取得年：修了証番号：）
工事 経験 の概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> （）
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 (CORINS登録番号：) <input type="checkbox"/> 無
優良工事技術者 表彰の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔有の場合、表彰名、工事名称、表彰年月日〕	
申請時 における他 工事の 従事状況等	工事名称	
	発注機関名	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> （）
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 (CORINS登録番号：) <input type="checkbox"/> 無

注) 技術資料の提出依頼において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

注) 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。

(様式－6)

自己採点表（例）

工事名：

会社名：

評価項目		評価基準	配点	自己採点 (入札者)	評価結果 (発注者)
企業の施工能力	優良成績評定事業者表彰受賞又は優良成績認定の有無	当年度及び過去4年度の間（平成〇～令和〇年度）の本市発注工事の同一種目（〇〇工事）における優良成績評定事業者表彰又は優良成績認定の有無（いずれかを加点する） ※本市のものを評価	優良成績評定事業者表彰を受けた	3	
			優良成績認定を受けた	1	
			いずれもない	0	
	優良な工事成績点	過去5年度の間（平成〇～令和〇年度）の本市発注工事の同一種目（〇〇工事）における工事成績評定点の最高点	80点以上	4	
			75点以上80点未満	2	
			70点以上75点未満	1	
			70点未満又は実績なし	0	
	同種工事の施工実績の有無	過去10年度の間（平成〇～令和〇年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事の元請施工の実績	2件以上	4	
			1件	2	
			0件	0	
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の工事成績評定	過去5年度の間（平成〇～令和〇年度）の本市発注工事の同一種目（〇〇工事）において監理技術者又は主任技術者として従事した工事成績評定点の最高点	80点以上	4	
			75点以上80点未満	2	
			70点以上75点未満	1	
			70点未満又は実績なし	0	
	配置予定技術者の施工経験	過去10年度の間（平成〇～令和〇年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事において監理技術者又は主任技術者として従事した施工実績	2件以上	4	
			1件	2	
	保有している資格		資格あり	3	
			資格なし	0	
企業の社会性・信頼性	品質管理マネジメントシステムの取得状況	本市との契約締結の営業所においてISO9001シリーズの認証取得	取得している	1	
			取得していない	0	
	環境マネジメントシステムの取得状況	本市との契約締結の営業所においてISO14001又はエコアクション21の認証取得	取得している	1	
			取得していない	0	
	週休2日制工事の実績の有無	本市発注工事における週休2日制工事の施工実績	実績あり	2	
			実績なし	0	
	障がい者の雇用状況	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障がい者を常時雇用している	雇用している	1	
			雇用していない	0	
	ワークライフバランスの取組	・大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、二つ星認証 ・女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のくるみん認定、プラチナくるみん認定 上記いずれか取得	取得している	1	
			取得していない	0	
	若手技術者の育成に関する取組	技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上又は新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上のいずれか	満たしている	1	
			満たしていない	0	
	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムの登録	登録している	1	
			登録していない	0	
加算点合計					

障がい者雇用状況調書

工事名：

会社名：_____

区分	内訳		
雇用労働者数	常時雇用労働者数 短時間労働者数	人 人	
身体障がい者	常時雇用 重度障がい（1・2級） 重度障がい以外 短時間労働 重度障がい（1・2級） 重度障がい以外	人 人 人 人	
知的障がい者	常時雇用 重度障がい（A） 重度障がい以外 短時間労働 重度障がい（A） 重度障がい以外	人 人 人 人	
精神障がい者	常時雇用 短時間労働（雇入れから3年以内又は手帳取得から3年以内を除く）	人 人	

※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外の事業者で、障がい者を1人以上常用（直接的かつ恒常に）雇用している場合のみ提出してください。

※短時間労働者とは、週労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

※身体障がい者及び知的障がい者について、短時間労働者で重度障がい以外の方が1人いる場合は0.5人としてカウントします。

※精神障がい者について、短時間労働者が1人いる場合は0.5人としてカウントします。